

争点	小項目	被告の主張	原告の主張	判決
福井県男女共同参画審議会	審議会の役割	平成18年8月29日および平成18年9月13日に、県民から、「男女共同参画に関する申出書」が知事あてに提出された。知事は、当該意見の処理に当たり特に必要があると認め、平成18年11月2日に本審議会を開催して意見を聴きき、審議会の意見を踏まえ、平成18年11月9日に当該申出に対し回答した。	本件審議会は極めて重要な意義を有する。それは福井県の条例に基づき、福井県の将来の男女共平等・共同を実現するための諸施策についての議論や展望を示すとともに、苦情処理に対応する機関でもある。 同審議会は、法の定めにもとづいて設置されている。	
	審議会の会議の公開・非公開による公文書性	議会の会議録を作成する補助として録音され、委託反訳後も議事録との照合中は議会事務局に保管されるような音声記録と、非公開の審査会において録音され、答申作成の間までの備忘的記録として保管される音声記録とを、公文書性の判断において同列に扱うことはできない。	審議会は、第一回から本件審議会の前の会議までは報道関係者には公開して報道もされたが一般県民には非公開とした。本件審議会は県民にも公開された。被告の「議会の会議録」と「非公開の審査会」等に分けて考えること自体に誤りがある。仮に、会議の性質や性格、意義を分けたとしても、職員が保管・管理していれば公文書であることにかわりはない。	
音声記録の作成の経緯	音声記録作成の指示・命令などはあったか	本審議会について録音を個別的に指示された事実もない。本件音声記録に限らず、審議会の議事内容を会議記録作成のために録音するようにとの指示がなされたことはない。録音するか否かは、会議の長さや出席者数などを考慮して各職員が個別的に判断している。 担当の事務分担として『審議会の音声記録の作成』が掲げられているものではなく、業務実態を考えても、担当職員に求められているのは議事録の作成であって音声記録の作成ではない。 録音されてから消去されるまでの間に、音声記録が他の職員によって利用されることもない。本件音声記録も同様である。	過去の本件審議会の議事録の「内容の充実度」や「整い方の一致」などから、会議を録音しなければ会議録作成が困難であることは容易に判断できるので、録音することについて組織レベル職制上の管理監督者等での一致した認識があった。仮に明確な命令や指示がなかったとしても、事務の実態からすれば黙示的な指示あるいは組織としての共通の意思があった。 上司も録音を期待し会議の場でも、部長や課長ら上司は録音されている事実やその状況について認知し、必要があればいつでも録音記録を聴取し得る状態にあったから組織的に共用されていたというべきである。 審議会の会長や委員もまた、過去の会議と同様に録音をし、その記録を前提に会議録が作成され、公表されることを認識していた。 過去、インターネットに公表していたから、「今回は議事録を作成しない」ということはあり得ないから、公務の遂行に不可欠である。例えば、議事録作成をする予定であった職員が急病で中長期に入院した場合には、上司が他の職員に「議事録を作成するよう」指示することは疑いない。当該職員は、本件音声記録を再生することで「議事録の作成」という職務が遂行できる。 本件録音記録は、審議の客観的な事実の記録であり、担当職員が録音記録の中の音声の一部を消去したり改変したりすることが許されない性格の記録だから、個人的な検討段階のものでない。	

	職員の事務分掌	担当職員は、議事録原案を作成し、次に、原案について各参加者に記載内容の確認（修正の必要があれば修正）を求めたうえで本審議会の議事録を起案し、最後に担当課長の決裁を受けて、本件議事録が作成されたものである	本件担当課の職員の事務分担表からみても、個人的な備忘録ではない。 本件争点の審議会会議や議事録作成を担当した福井県の「男女共同参画チーム」の職制上の事務分担に関して、男女共同参画審議会関係の分担として3人の職員が配置されている。 本件審議会設置の当初の事務分担で録音業務が位置づけられ、担当者の事務引継ぎとして継続伝達されたことがうかがえる。	
音声記録の位置づけ	音声記録は会議録のための基礎資料であるか否か	仮に平成16年最判の傍論部分を前提としても、本件音声記録は、同傍論部分という「会議録作成のための基礎となる資料」には該当せず、当該傍論部分の判示は、本事案には妥当しない。 議事録作成のために音声記録を用いるか否かは各担当職員の判断に任されており、同一職員であっても、議事録作成のために常に音声記録を用いているわけではない。	「録音内容を用いて原案が作成されたこと」からすれば、「会議録作成のための基礎となる資料」であった。 どの議事録もボリュームの多さから判断して、職員の筆記のメモを主体に作成されたものでなく、音声記録の再生を主体として議事録を作成したのである。委員から大幅な訂正を求められたときには、音声記録を再生して再確認して事実を前提に適切に修正されていくことが想定されるから、「会議録作成のための基礎となる資料」に該当する。	
	音声記録の保存や廃棄の状況	議事録について委員の発言内容の要旨のみを記載することは、何ら知事の裁量権を逸脱もしくは濫用するものではない。 職員は、従前の録音内容が消去された磁気ディスクに、備忘のため同審議会の内容を録音した 当該録音も議事録を作成した時点で適宜消去する予定であったが、本審議会開催の4日後（議事録作成前）である平成18年11月6日、原告らから本件音声記録に係る情報公開請求がなされ、同月21日、原告らは本件処分取消しを求めて知事に対する異議申立てを行ったため、いわば係争物件に関する例外的な措置として、現時点では本件音声記録は消去されていない。	保存又は廃棄が、もっぱら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうかも判断材料のひとつ。 明確な規定がない故に、「この音声記録は、議事録作成後には消去する」というような安易な考え方が生ずるとしたら、それは間違いである。明文の規定がないなら、慎重に管理すべきであるし、安易に廃棄・消去などしたら本件条例第31条に違背する。 議事録の完成までは、廃棄することは職務上重大な支障が生ずる性質を有する。本案の審議会が非常に混乱したなどの事情があった場合は、当該の音声記録が活用されたことは十分に考えられる。本件審議会は県民の苦情申立が審議されたが、委員らから行政に対し厳しい意見が出されれば当該音声記録は格段の重要性を増し、安易に消去することはできない可能性もある。	
	本件会議録の性質	福井県知事は、平成15年3月から本審議会の議事記録を作成し、男女共同参画推進に関する多様な意見を県民に周知するため、上記の審議会開催の目的に従い、当該苦情申出に対する処理あるいは男女共同参画に関する将来の施策の参考とするために、審議会の委員の意見の要旨を簡潔に記録し、また、男女共同参画推進に関する多様な意見を県民に周知する目的で福井県のホー	議事録は、審議会事務局をになう職員や福井県側が「任意に創作した要旨」であってはならず、「委員の発言」という事実に基づきかつその範囲を逸脱することは許されない性質の会議録であるから、業務・職務としての会議録作成には不可欠なものである。 「逐語的議事録を作成することは予定していない」からといって、「公文書性」	

	ムページに掲載している。 一般に審議会の議事録は知事が任意に作成しているものであり、審議会の委員の意見の要旨を簡潔に記録し、また、男女共同参画推進に関する多様な意見を県民に周知する目的で福井県のホームページに掲載しているものであり、そもそも逐語的議事録を作成することは予定していない。そして、上記のように議事録作成につき法的規定が存在しない以上、被告には、各審議会等の議事録を必ずしも逐語的に作成すべき義務はなく、どのような議事録を作成するかは行政裁量の範囲内であるといえる。 紙に記載したメモについては本件条例上の「公文書」には該当しないが、備忘的に磁気ディスク等に録音した場合には本件条例上の「公文書」に該当するならば、備忘的記録の媒体によって異なる取扱いをせざるを得ないという不合理が生じることとなる。	が否定されるものではない。 紙のメモについては、本件情報公開請求に際して、文書の特定をするために被告担当課職員に確認したところ、「紙のメモはなく音声記録がすべてである」との旨の回答だったので、「音声記録」だけを情報公開請求した経緯がある。答弁書において突然「紙のメモ」が存在する旨が主張されてきたことには驚く。 本件当日の会議は、一般市民及び報道機関に公開された。これら傍聴者の採った録音やメモなどとの齟齬があった場合、そのときの県の公表した会議記録の正当性の立証のためにも、議事録作成後も公文書として正規に保存されてこそ存在意義がある。 仮に「メモ」の体裁をとっていようと、判断は職員が職務として公的会議記録を作成するためにしたメモであれば作成途中でも公文書である。	
音声記録は備忘録か否か	担当職員の備忘的メモ等の「本件条例上の公文書に該当しない文書」は、最終案が決定された時点以降に適宜廃棄される扱いだ。 紙に記載したメモについては本件条例上の「公文書」には該当しないが、備忘的に磁気ディスク等に録音した場合には本件条例上の「公文書」に該当するならば、備忘的記録の媒体によって異なる取扱いをせざるを得ないという不合理が生じることとなる。	福井県文書規程の第2条1号の文書の定義において、「決済・供覧前文書」という限定が外れた現行の本件条例においては、起案前文書であっても、起案のために情報収集した他の事例の文書や他の自治体の文書等も本件対象文書となる。 被告は「紙に記載した備忘メモ」は公文書でないと断定して出発する誤りを犯している。当該録音が完全でないからといってそれを理由として公文書性が否定されることはない。公文書性は公務性の有無から導かれるものである。被告は、旧条例の「決済」の規程の場合と同じ過ちを犯している。	
	そもそも逐語的議事録を作成することは予定していない。 議事記録作成のための備忘的メモとして、担当職員が審議会の議事内容を磁気ディスクに録音する場合があるが、このような場合においても、議事録が作成された段階で、適宜、当該磁気ディスクの内容は消去されていた。本審議会においても、男女課の担当職員は、従前の録音内容が消去された磁気ディスクに、備忘のため同審議会の内容を録音した。 本件音声記録の録音は、小さな磁気ディスク録音機をテーブルの片隅に置いてなされており、整った録音設備により明瞭に録音	本件条例は、「職務上作成し」という公務性の判断がひとつの要因であるところ被告も答弁書において是認している。そもそも「職務上作成した」録音であるから、その録音の状況や手法が完全であるか否か、全部の音声を記録しえたか否かは公文書性の判断に影響を及ぼす要因ではない。 一般的に議事録担当職員の頭の中の世界をメモ書きしたものなら、私的な備忘録とかメモともいえるかも知れない。しかし、本件音声記録は本件議事録担当職員の思想や信条、思考、考察など職員の頭の中の考えや着想等、あるいは思考過程等、職員固有の私的な記録ではない。	

	された議会の議事内容を録音したテープとは異なり、発言者の着席位置や声のトーン等によっては、明瞭に録音されていない部分も存在する。すなわち、本件音声記録は、その意味では本審議会の議事内容の不完全な記録である。 審議会の議事内容を完全に録音したものではなく不完全なものであること、議事録作成は本件音声記録のみに依拠してなされるものではないこと等、本件音声記録の性質は紙に記載した備忘メモと異なるところはない。 担当職員は、逐語的に会議記録を作成することは予定しておらず、録音と併せて、議事内容について紙にメモを取り、当該メモと本件音声記録との双方を備忘的に用いて自己の記憶により議事録原案を作成した。 逐語的な議事録の作成を予定していない場合には、議事録作成のためのメモは、紙のメモ等でも何ら不都合がないのであるが、担当職員は、紙のメモに加えて備忘的に議事内容を磁気ディスクに録音し、本件音声記録を作成したものにすぎない。	職員の個人的な検討段階に留まるもの、例えば、起案前の職員の個人的検討段階の文書等は該当しないこともあり得るかも知れないが、本件音声記録は組織において業務上必要なものとして保存されていたのであり、本件担当職員が議事録原案の検討過程で使用する公文書である。 起案前の職員の個人的検討段階の文書等を誰かが破棄・削除したら当該職員が再度作成すれば済む性質のものは個人的なメモ、備忘録としても良いだろう。しかし、もし、誰かが音声記録を破棄・削除したら、本件のように、通常作成しているような議事録の作成が困難となることは明白であることから、組織として管理していると言うべきである。 被告主張は、本件条例の規定に違背している。 本件訴訟は本件情報公開条例第2条の解釈の争いであるところ、被告は、「答申作成の間までの備忘的記録として保管される音声記録」との主張は、本件条例第7条第1項6号の意思形成過程情報としての非公開事由と混同して主張している
音声記録の保管実態や利用実態	MDディスクが10枚セットで購入され、利用したい職員は、消耗品の保管棚の中の1枚を取り出し、その後は、各職員が各自の机の中などで個々に保管している。これは、当該媒体に音声記録が録音された後も、それが消去された後も同様であり、各担当職員が、録音に用いようとする時点で共用保管棚から任意の媒体を取り出して使用し、録音を消去した時点で再び共用の保管場所に戻すというわけではない。 だからといって本件録音媒体が職員の私物と同視できるというわけではない（例えば異動による他課への転出の際には保管棚に戻すことになる）、そのことと、保管実態において「組織として管理されている」と評価できる程度の共用性を有しないこととは両立可能である。各職員が公費で購入したノートを各自の机の中で保管し、そのノートに議事録作成のための備忘メモを取ったとして、当該ノートが私物でないことは、当該メモが「組織として管理されている文書」にあたることを基礎づけないのと同様だ。	本件においては、県の機器で録音しており、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されている。 当該担当職員が職務上必要とするデータの保存されたMDであるから、他の職員の誰かが当該MDの録音を消去し他の会議の音声を記録することは考えられない。それぞれの職務分担に基づいて保存されたデータの意義を認識しているからで、その意味において、MDは共用されている。 他方で、本件音声記録の議事録文書化が了した後に、他の用途として物理的にMDの必要性が生ずれば、データを消去した「空」のMDは課内で利用され得るものである。その意味においても、MDは組織として利用されていると見るべきものである。 他の職員と当該MDの保持管理職員とは職務上の業務の棲み分けが明確にされているから、他の職員の誰かが勝手に当該MDの録音を消去することは職務上考えられない。

音声記録の物品としての特性	録音機	本件録音機器（SONY製ポータブルミニディスクレコーダー、型番4MZ-B10、平成15年2月販売開始）については、平成14年度以降の会計書類に購入を裏付ける支出の記載がなく、備品台帳にも記載がないところから、被告としては公費購入にかかるものではないと認識している。もっとも、利用・保管の実態としては課の備品と同様に利用・保管されているものであり、録音機器が公費購入にかかるものではないことを本件音声記録の非公文書性の評価根拠事実として援用するわけではない。	本件録音機器 160分もしくは320分の録音が可能な小型軽量の優秀な機器であり、価格は23,800円もする高額な機器である。 録音機器の財産台帳不記載に関して、被告は公費購入にかかるものではないと述べるが、『「公」と『私』の境界が不明確な福井県行政もしくは職員意識』というしかない。	
	記録媒体	記録媒体は公費で購入した。（商品名 AXIA HAPPY COLORS（80分） 購入価格1,999円（10個） 購入年月日平成18年3月7日）用済みとなった時点で各職員が適宜音声記録の消去を行うため、原則的には、同一の記録媒体の中に襟数の音声記録が保存されることはない。本媒体の中に現時点において保存されているファイルは、本件音声記録のみである。	被告はMDを10枚1990円で購入しているという。福井県の公金で、1枚約200円弱のMDを多数購入しているということは、そもそもの用途として、それぞれ保存したデータにつき、「MDという媒体を物理的に」同時に「保存データをソフト的に」、相応に管理する意図を有して購入していたことは明らかである。	
条例第2条第2項の個別規定への該当性	公文書の定義	定義規定は原告主張のとおり。	情報公開訴訟における最高裁の判示は、それぞれの争点となる条例の該当部分の構造を分析してのち適否判断をしている。	
	「職務上」の該当性	当該要件該当性を争わない。	本件は、福井県職員の担当の職務にかかることである。	
	「作成し、または取得」の該当性	当該要件該当性を争わない。	実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。つまり、当該文書の作成名義人が誰かとは問題ではなく、私人が作成した文書でも前記要件を満たすかぎり情報公開請求の対象たる「公文書」に該当する。本件は、会議の内容を記録するために、本件音声記録を作成した。のちに議事録を作成するという業務遂行がなされている。	
	「電磁的記録」の該当性	当該要件該当性を争わない。	技術革新を前提にすれば、現場の視聴覚情報を忠実に記録した電子媒体が、その再現性の高さでもっとも信頼に値する記録と言え、CDやDVDなどの電磁情報がそのまま公的記録媒体となりつつある。 カラー写真はカラーでこそ意義があり、情報量も格段に違うのと同様に、録音テープや音声記録は、格段に情報量が多い。声の抑揚や口調、間合いなど、それ自体が情報である。音声記録は、それ自体で独立した情報である。 いまや、県の職員は電磁機材なしには、公務の遂行ができない。 自治体の議会の本会議の記録は地方自治法第123条で作成が義務付けられているが、2006年5月法改正で電磁的記録のみの会議記録も認定された。	

			本件条例第2条第2号の「図画及び電磁的記録」は、通常の場合、決済印や保存番号をつけることもほとんどないから、「実施期間が管理している」ということは判然としにくい性質がある。それ故に、単に電磁的な記録状態であり、かつ、いずれ廃棄・消去する予定であることをもって公開請求の対象から除外されるとすれば、大部分の電磁的記録が本件条例上は「公文書ではない」つまり「不存在」となり、同号が「電磁的記録・写真、フィルム及び磁気テープ」を特に掲げていることの意義が没却される。	
双方が究極の争点と認識するところの、条例の「管理」という文言について	「管理」の該当性 ＝当該実施機関が管理しているものといえるか	本件音声記録は、実施機関が「管理」する必要性の存しないものである。 本件音声記録は、解釈運用基準がいう「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるもの」に明らかに該当せず、ひいては本件条例上の「公文書」に該当しない。 事録を作成するために備忘的に音声記録をとっただけで、本件音声記録は、実施機関が「管理」する必要性の存しないもので、文書規定などに基づいて管理や保管していないから、県が組織的に管理しているものではない。	情報公開請求の時点で物理的に管理しているならば「公文書」にあたるというのが、本件条例の第1条、3条の趣旨目的である。 「管理」する必要性の存否と、公文書としての「管理」は意味が違う。被告は、「管理」を主観的なことと考えて誤りを犯した。管理している事実があるか否かが公文書性の判断根拠である。 本件は議事録作成の目的で保管している。音声の録音者が誰であろうと、議事録作成のために、職員が保管・管理していれば、本件条例の対象となる公文書にあたる。 管理とは物理的(含電磁的)に存在していることが前提である。 本件電磁的情報に関しては、コンピュータの記憶装置のどの部分に配置してあろう、どのようなファイル識別名称が付されていようが、「管理」である。電磁的記録は電磁的記録であるが故に、「固有の情報」である。 本件会議での発言内容は、恣意的に改変・加筆・削除などされているから、「議事録」は、会議の正確な記録ではなく、音声記録こそ会議の記録である。本件音声記録は、独立性、固有性を確固とする「公文書」である。	
福井県の手引き＝解釈運用基準における記載	解釈運用基準は、「当該実施機関が管理しているもの」とは、作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないものである。」としている。	解釈運用基準の「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。」との記述自体が間違っている。	当該文書を「管理」することの必要性の存否と、情報公開請求時点での当該文書の公文書性の有無の判断における「管理」は意味が違う。被告は、「管理」を主観的なことと考えて、本質的な誤りを犯している。あくまでも、情報公開請求時点で「管理している事実」があるか否かが公文書性の判断根拠である。	

		文書規程における分類基準は、当該担当課の判断としての「必要性」や「管理の認識」ではなく、文書の性質であって、この文書の性質を厳密に理解し文書を管理するように求めている。	
管理要件該当性	本件音声記録は、担当職員が本人の判断で備忘的に録音したもので、録音すべき旨の規定もなく、本審議会について録音を個別的に指示された事実もない。別の職員が議事録作成担当となった場合には、今回と同様に音声による記録が行われるとは限らない。	会議が短く人数も少ないからたまたま録音記録を作成しないときがあるとしても、そのことが本件音声記録の公文書性の判断に本質的に影響することではない	
公文書管理	担当職員の備忘的メモ等の「本件条例上の公文書に該当しない文書」は、最終案が決定された時点以降に適宜廃棄される扱いであり、逆に、公文書に該当する文書については、文書規程に基づき適切に保管・保存される扱いである。 公務遂行の過程で作成される文書には、組織として管理するもの以外にも、事案解決のためのヒアリング資料の草稿、備忘的メモ、担当職員の検討段階中の文書等、多種多様なものが存在する。これらの文書をすべて「公文書」とするならば、膨大な量の文書の保管義務が実施機関に生じるが、それは、事務処理上も、保管スペースという物理的側面からも不可能あるいは著しく困難で、必ずしも公文書公開の円滑かつ適正な実施および公文書の公開に係る県民の権利を保障することに資することにもならない。したがって、公務遂行の過程で作成される文書であっても、担当職員の備忘的メモ等は本件条例上の「公文書」に該当しない。解釈運用基準の、「当該実施機関が管理しているもの」とは、作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。」とは、この趣旨である。 録音された音声記録の消去についても、上司の同意を得ることなく担当者個々の判断で行われており、議事録の決裁に際して決裁権者が音声記録との照合を行なうこともなされていない。	本件条例は、公文書の管理について、「公文書を適正に管理する」(第31条1項)、「公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設ける」(同2項)としているが、公文書等の保存や廃棄について、条例や同規則中には格別の定めは見当たらない。 福井県文書規程においても、本件争点を解明する格別に有意な管理や廃棄の規定は見当たらない。 明確な規定がない故に、慎重に管理すべきであって、安易に廃棄・消去などしたら本件条例第31条に違背する。 実質的に、電磁的情報に関して、明確な管理規定がないことは、被告の著しい怠慢であって、それを放置して、「電磁記録は公文書ではないから、適宜随意に扱う」ことは本件条例の制定趣旨にも各規定にも違背する。 会議の真実を知るには、音声記録との照合が不可欠であるところの、議事録と一体化して位置づけ、保管されるべきものである。 毎回の審議会の会議の状況が会議録の文字データとして保存され、インターネットにも会議録が掲載されることが県の事務事業として行われている(しかも、音声記録を文字データにするための人件費や諸経費も福井県の県費)のであるから、組織としての利用・保管がなされている。 本件音声記録は、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有するが、同時に会議録とは独立した一つの情報である。当職員が「会議録」の原案を上司に見せたとき、「ここは違ってないか」と言うようなことは通常に想定されるところ、その場合には音声記録を再確認することもまた通常に想定される。組織として「会議録が完成」と認識されたときに初めてデータを消去・削除できることは疑いないから、「管理」に該当する。	
決裁ま	旧条例で規定	原告は、被告が平成12年に全面改正される前の情報公開条例の	議事録は「委員の確認の前」の時点でまずいったん、上司に「この議事録の内

たは供 覧	されていたと ころの「決裁ま たは供覧」とい う概念につい て	解釈を踏襲して、公文書性の判断において、「決裁または供覧の手続終了後」という判断基準を採用していると主張する。 しかし、被告は、本件音声記録が「決裁または供覧の手続が予定されていない」あるいは「その手続が終了していない」から公文書ではないと判断しているのではなく、本件条例の解釈基準である「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるもの」か否かによって公文書性を判断しているのであり、上記非難はあたらない。 議事録作成後に備忘的に録音した音声記録を適宜廃棄または消去する扱いは、決裁を受けた議事録自体を保管・管理することにより議事録作成の目的は達成されることから、このような扱いは知事の裁量権を逸脱もしくは濫用した違法な行為ではない。本件音声記録は実施機関が「管理」する必要性の存しないものである。	容で審議会委員らに確認してよろしいか」との確認、つまり担当課上司らの「決済・供覧」手続きを経たと考えるのが行政事務の常識である。本件審議会の議事録がかなり詳細にわたるからこそ、いっそう外部確認前の課内の事前決済は不可欠である。本件議事録が委員に確認した上で完成品になるという特質を考えれば、「会議録作成のための基礎となる資料」である。 「決裁または供覧の手続終了後、県において管理されている」という平成7年条例であるなら、被告主張も妥当する余地があるが、最高裁判決からすれば、議事録の決済供覧後であっても、本件音声記録が保存されていれば対象となると解される。 本件審議会が法や条例に基づいて設置されているから、被告の裁量として議事録を逐語的に作成しないとしても、そのことによって、本件音声記録の公文書性は否定されない。
他 の 参 考 ま で に	個人情報では ないこと	個人情報に含まれていない。	本件音声記録には一部非公開とすべき個人情報は存在しない。ただし書きハの公務遂行情報であり、ただし書きイから、本件のように「公開される会議」は、その審議・議論内容は、「公にすることが予定されている情報」と解釈すべき。
全 国 の 情 報 公 開 条 例 (法)のタ イ プ か ら の 分 析	情報公開条例 は3タイプあ ることについ て	本件音声記録を含めた組織的に管理されていない個人的な多種多様な文書をすべて『公文書』として扱うことは、事務処理上も、保管スペース等の物理的な見地からも不可能あるいは著しく困難である。 Bタイプについて、「役所にあるすべてが対象になる」との解釈を除き、概ね認める。 Cタイプにつき、「すべての音声記録が本件条例上の公文書に該当する」との主張なら争う。議事録作成が組織としての業務であることは争わないが、議事録作成のために録音された音声記録の全てが「組織的に管理・保管されていることは明白」との主張は争う。	わが国の情報公開条例において、「公文書」の定義にはパターンがある。 Aタイプは、「決裁・供覧等の手続的を了したもので、実施機関が管理しているもの」。決済の印が押してある文書及びそれに添付された一連の文書だけが対象。よって、役所の中にある文書の一部が情報公開条例の対象と認識される。 Bタイプは、「実施機関が管理しているもの」。基本的に、役所にあるすべてが対象になる。本件条例はBタイプである。 Cタイプは、「職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有・管理しているもの」。国の情報公開法の定義にならうもので、Bタイプに「組織的に用いるもの」という限定がつけられた。「職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関がその組織において業務上の必要性に基づいて利用・保存している状態にあるものをいうと解釈される。 いったん情報公開制度を定めた以上は自治体の当然の責務であることを、被告のように文書の範囲の認定として狭く考える主張は、条例の制定趣旨に反する。 被告提出の当該北海道の条例は、「組織管理性」を明確に定めた C タイプの
	他 県 の 例 を ど	北海道の情報公開審査会の非公開(不存在)との答申例を書証とし	

	う評価するか	て示す。 大阪府及び島根県の例を書証として示す。	条例に関してのものである。 大阪府及び島根県の両条例とも「組織管理性」を明確に定めたCタイプの条例に関してのものである。 Cタイプの条例の埼玉県、三重県、宮城県、秋田県は、男女共同参画審議会の音声記録との情報公開請求に対して開示決定している。	
	条例のタイプで見たときの担当課の職務内容や職員の事務分掌		組織共用かどうかは、事務分掌などから識別されることになる。一般に、担当課の再重要な事務事業においては、所管の審議会の議事録作成は組織的な業務であって、音声記録は、その業務遂行のために組織的に保管・管理している。 仮に、Cタイプの規定で判断するとしても、本件担当課の職務内容や職員の事務分掌（福井県課職員録）からすれば、「審議会」の事務方を担うことは、同課の最重要な担任意務事業であるから、議事録作成は組織的な業務であって、音声記録は、その業務遂行のために「職員が作成し、実施機関が管理している」ことは明白である。 この点、最も狭義に解釈するとしても、議事録作成を担当した職員は「主査」であって、たとえば同職員が病欠などすれば他のものが代行することは当然であるから、前記Cタイプの規定の解釈運用に照らしても、音声記録は組織共用の「公文書」である。 「組織共用目的で保管・管理されていること」を条件とするCタイプの条例においては、基本的に、音声記録は条例の対象となる。 各自治体の情報公開条例の解釈運用は以下である。 岐阜県は、「組織において業務上の必要性に基づいて利用・保存している状態」、三重県は「具体的には、グループリーダーの職（それに相当するものと所属長が認める職を含む）以上の職にある者和其他の職員が共に利用することとなった状態をいう」、宮城県は「課長補佐に相当する職以上の職にある者又は主任主査に相当する職にある者（班長に相当する職を命ぜられたものに限る。）和其他の職員が共有し、保有しているものをいう」。	
原告の示す判例		いずれも、自治体の議会における地方自治法第123条所定の会議録作成のために議会の議事内容を収録し録音したテープの情報公開請求に関する訴訟である。	被告は、本件条例がBタイプであるところ、福井県の旧条例であるAタイプの条例と勘違いし、加えてCタイプ条例との区別も認識していない。	
	最高裁判決(原	最高裁判決は、議事録自体が決裁前であることを理由に、結論	香川県土庄町の定例町議会会議録作成のために議会の議事内容を収録し録音	

	審大阪高裁、第一審高松地裁)(確定) 最高裁 平成16年11月18日判決(第一小法廷)、平成14年(行ヒ)第108号、情報公開請求却下決定処分取消請求事	として上告を棄却した。その傍論部分において、「本件テープは、被上告人の事務局の職員が会議録を作成するために議事内容を録音したものであって、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有しており、会議録については決裁等の手続が予定されていることからすると、会議録と同様に決裁等の対象となるものとみるべきであり、決裁等の手続を予定していない情報ではないというべきである。したがって、会議録が作成され決裁等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関たる被上告人において管理しているものである限り、公開の対象となり得る」とした。 議会の会議録は、会議の次第を「ありのままに」記録するものであるから、会議録自体と「議会の議事内容を録音したテープ」とを、いわば一体的なものとして評価することも可能である。 これに対して、本件議事録は、逐語的に作成するものではなく、それを予定しているものでもなく、議会の会議録とは性格が異なり、本件音声記録の録音内容、担当者のメモの双方を備忘的に用いて原案が作成され、さらに各委員に対する議事録原案の内容確認要請を経たうえで作成されている。したがって、本件音声記録は、同傍論部分がいう「会議録作成のための基礎となる資料」には該当せず、判示は本事案には妥当しない。 なお、仮に本事案に平成16年最判の傍論部分が適用されるとしても、なお、本件処分は適法な処分である。 平成16年最判は、「本件処分当時には会議録がいまだ作成すらされていなかったのであるから、そのような段階で会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有する本件テープだけが本件条例2条2号にいう情報に当たると解することはできず、仮に本件条例の目的を定めた1条や解釈・運用指針を定めた3条の趣旨から、できる限り公開の対象を広く解釈するとしても、このような場合にまで情報公開請求を認めるべきものとは解されない。」と判示している。 しかるに、本件処分がなされた平成18年11月20日当時、未だ本件議事録は作成されていなかったのであるから、仮に平成16年最判の傍論部分の判示に従うとしても、なお本件処分に何	したテープの公開請求訴訟。 決済を終了した「公文書」を対象とするAタイプの条例であっても議事録が完成し決済段階になれば録音テープも「公文書」とであるとしていることは、反面として、「決済」前の文書も「公文書」と位置づけているB・Cタイプの条例の場合は議事録の完成前の音声記録も「公文書」とであることを黙示している。 判決は、会議録作成のための基礎となる資料としての性格を有していることという事実を評価して当該条例における「公文書性」を認定したのであって、議会議事録であるかどうかでなく、「会議録作成のための基礎となる資料」であることに着目したものであるから、被告主張は失当である。 被告主張の「録音内容を用いて原案が作成されたこと」からすれば、「会議録作成のための基礎となる資料」であったことは明白である。しかも、委員から「私はこんなことは言っていない」と大幅な訂正を求められたときには、音声記録を再生して再確認して事実を前提に修正して完成されていくことが通常に想定されるから、「会議録作成のための基礎となる資料」に該当する。 同判決は決済後の文書を対象とする条例にかかる判示であるから、上記のように判断せざるを得ないことを述べたともいえる窮余の表現であるのは明らかで、裏返して言えば、B、Cタイプの条例解釈に妥当しないことは明らかである。 被告は、「決済後」を規定する条例の場合の公文書性と、「決済後」という限定をはずした条例の場合の判断の違いが自明であることをまったく理解していない。 同最高裁判決は、前述のとおり「決済」の定義や意義について判示したのちに、「会議録が作成され決裁等の手続が終了した後は、本件テープは、実施機関たる被上告人において管理しているものである限り、公開の対象となり得る。」としている。つまり、Aタイプ条例の規定である「決済等の手続きを了したこと」が情報公開条例における対象文書としての公文書であることを明確に判示し、	
--	--	---	---	--

		ら違法な点はない。	加えて、形式的には「決済」手続きのなされない録音テープであっても「決済」手続きが予定されている文書と同視すべことを判示した。よって、Aタイプ条例の場合には本体の議事録が「決済等の手続きを了する」前の段階では、録音テープは対象文書としての公文書とはいえないことを示した。 同判決からは、Aタイプ条例とは異なり、決済手続き等の終了が規定されていないBCタイプ条例の場合においては「 実施機関たる被上告人において管理しているものである限り、公開の対象となり得る。 」と解釈すべきことである。	
名古屋高裁判決(確定) 平成14(行コ)41 情報公開・同請求控訴事件平成14年12月26日	名古屋高裁判決は、議会の会議録を録音したテープについて、『 実施機関の職員が職務上作成した 」文書であるとはいえるけれども、そもそも決裁文書である会議録の起案の準備のためのいわばメモの代わりにすぎないという性格のもの』と判示し、岡山地裁判決と同様、本審議会議事録とは性格の異なる議会の議事録の音声記録について明確に公文書性を否定している。	(原審・津地方裁判所平成13年(行ウ)第13号・同平成14年(行ウ)第7号) Aタイプの条例について、議事録作成のための録音テープは職務上作成したものであることを認定している。上記最高裁判決で、条例タイプに関係なく録音記録は「条例対象の公文書」であることが確定したから、本判決は、修正して理解される必要がある。本件議事録が審議会委員に確認した上で完成品になることを考えれば、本件議事録と本件音声記録は不可分な関係にある。どんなに控えめにみても、議事録が完成するまでは「公文書」である。		
岡山地裁判決(確定) 平成14年(行ウ)第17号「議事録テープ非公開決定処分取消請求事件」(平成15年9月16日 岡山地裁判決)	法令により作成が義務づけられている議会の議事内容を録音したテープにつき、「特段の事情がない限り、議事経過を録音したテープは、会議録作成に向けて、その正確性を担保するための補助的手段に過ぎないもので、それ自体では、『 実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有する行政文書 』とはいえない。」と判示、議事の録音テープは公文書でないとした。 会議録と表裏一体の関係にある議会の議事内容録音テープにおいてさえ、公文書性を否定する余地が十分にあることから、法的根拠なく任意に作成され逐語的に作成する扱いではなく、また必ずしも逐語的に作成する必要のない本件議事録作成のための本件音声記録については、明らかに「公文書」性が否定される。 判決の限定を加えた「特段の事情」としては、「 会議録が議会会議規則等による記載要件を備えていない 」、「 記載内容の判読のために補充的機能を果たす 」、「 説明資料として議事経過を録音したテープ等を利用するしかない 」と例示している。 本件議事録は、「特段の事情」が存在する可能性はない。	Cタイプの条例について、議事録が全発言記録でない場合は、当該会議録と音声記録は一体であると認識されるとしている。判示は「職員が組織的に用いるものとして」の解釈を「決済、供覧等の手続きが終了し、組織としての供用文書として利用・保存されている状態になっているもの」という決定的な過ちをおかしている。原告が控訴しなかったから確定しただけというしかない。上記最高裁判決で、条例タイプに関係なく録音記録は「条例対象の公文書」であることが確定したから、本判決は、大部分を修正して理解される必要がある。 本件では、審議会委員に確認した上で議事録が完成するという特質がある。 同判示が、「議会議事録」などのような法的な作成根拠、作成義務がある文書のみを対象としているのではないことは明白である。本件争点はあくまでも「職務」において「管理していたか否か」であり、その観点について被告は「職務性」は認めているから、同判決との比較をする場合もその観点で評価すべきことである。		
福井県の旧条例	最高裁第二小法廷平成16年9月10日判決、平成13	旧条例における公文書性の解釈が争われた事件の平成16年最高裁判決(原告の求釈明に応じて提出する資料4乃至6)が本県情報公開関係判例等実例集に掲載されていないことを非難するが、情報公開関係判例等実例集は、本件条例第7条各号の非公開	福井県公文書公開条例(昭和61年3月24日 改正 平成7年7月14日)において、(定義)第2条は「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成または取得をした文書、図画および写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。))であって、決裁または供覧の手続終了後、県において	

「平成7年条例」に関する最高裁判決	年（行ヒ）第118号・公文書非開示処分取消請求事件、原審名古屋高等裁判所金沢支部（平成12年（行コ）第7号）	事由のうち、過去の請求件数からみて代表的なものを選択し、それに該当する主な判例や答申を掲載しているものであるから、このような非難もあたらない。	管理されているものをいう。」とされ、現行の平成12年の条例においては、「決済または供覧の手続き終了後」という限定は撤廃された。 この平成7年条例に関して、文書自体は存在するが、被告が「公文書に該当しない」と非公開にした処分について、最高裁は「決裁の手続が予定されている文書を作成する基礎となった文書が、同決裁手続の終了により、公文書公開条例が公開の対象として定める決裁等の手続が終了した文書に当たる」として公開を命じた。しかし、被告は、本件条例の解釈において、いまだに、従前条例の解釈を踏襲、公文書性の判断で過ちをおかしている。	
端緒となった、書籍の撤去問題と情報公開	撤去本リストの非公開処分の変遷	書面リストに関して当初「一部公開」処分だったところ、のちに「全面公開」したのは個人情報の帰属主体が公開を承諾した、からだ。	当初「一部公開」の処分決定書において公開しない部分として「表題部、N O、書籍名、副題、著者・编者、出版社、備考各欄記載事項」、公開しない理由として、本件条例の第7条第1号該当「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため」同第7条第2号該当「公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とされているのだから、1号個人情報としての非公開に該当する事由が消滅したとしても2号法人情報の問題は解決しないのだから、全面公開したことは被告の主張に整合性がなく成立しない。 後に「個人情報の帰属主体が公開を承諾した」というのだから、被告は基本的に情報公開の請求に対する公開・非公開の判断において個人情報に該当する場合、その当事者に「公開してよいなら公開する」との確認後に公開処分するという事務は行っていない。個人情報是一律に非公開としているところ、本件においてだけ、そのような事後修正をするということは、結論として公開は請求者には歓迎されるものであるとしても、被告の行政庁としての処分の統一性という自明の理に背反し、結局は本件条例の趣旨が損なわれるおそれがある。 このように、被告の姿勢や主張からは、条例に違背し、あるいは恣意的・気まぐれな処分によって県民の権利侵害を引き起こすおそれすらある。	